

新旧対照表（令和6年度高知県自立支援教育訓練給付金事業実施要領）

改正後	改正前
<p>高知県自立支援教育訓練給付金事業実施要領</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 対象者</p> <p>要綱第3条第1号の「実施要領に掲げる要件」は、次に掲げるとおりとする。<u>なお、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものに係る受給要件については、(1)の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(1)「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。</u></p> <p>(2) 給付を受けようとする者の就業経験、技能若しくは資格の取得状況又は労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練を受けさせることが適職に就くために必要であると認められる者であること。</p> <p>(3) 県内の町村に住所がある者であること。</p> <p>(4) 事前に、法第8条の母子・父子自立支援員（以下「母子・父子自立支援員」という。）又は給付を受けようとする者の居住する町村を管轄する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の福祉に関する事務所（以下「福祉保健所」という。）の母子福祉を担当する職員に相談があった者であること。</p> <p>(5) 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと。</p> <p>5～6 （略）</p> <p>7 対象講座指定前の事前相談の実施</p> <p>受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに、受給要件について把握しておく。</p> <p>事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、取得資格等を的確</p>	<p>高知県自立支援教育訓練給付金事業実施要領</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 対象者</p> <p>要綱第3条第1号の「実施要領に掲げる要件」は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) 給付を受けようとする者の就業経験、技能若しくは資格の取得状況又は労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練を受けさせることが適職に就くために必要であると認められる者であること。</p> <p>(2) 県内の町村に住所がある者であること。</p> <p>(3) 事前に、法第8条の母子・父子自立支援員（以下「母子・父子自立支援員」という。）又は給付を受けようとする者の居住する町村を管轄する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の福祉に関する事務所（以下「福祉保健所」という。）の母子福祉を担当する職員に相談があった者であること。</p> <p>(4) 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと。</p> <p>5～6 （略）</p> <p>7 対象講座指定前の事前相談の実施</p> <p>受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに、受給要件について把握しておく。</p> <p>事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、取得資格等を的確</p>

改正後	改正前
<p>に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合のみ、受講対象とする等受講の必要性について十分把握する。</p> <p>また、<u>受講開始から受講終了までの間に、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に必要な生活支援、就業支援等のメニューを適切に組み合わせて支援できるよう、寄り添い型の支援を行う。</u></p> <p>当該母子家庭の母又は父子家庭の父が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介する。</p> <p>8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 教育訓練の講座の指定通知</p> <p>知事は、対象講座の指定を行った場合は、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に別記第2号様式による高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金(自立支援教育訓練給付金)受講対象講座指定通知書(以下「対象講座指定通知書」という。)により通知する。<u>なお、訓練給付金の支給方法について9の(6)の規定を適用する場合は、その旨を通知する。</u></p> <p>(4) 対象講座指定申請書の添付書類</p> <p>対象講座の指定申請には、次に掲げる書類等を添付しなければならないこと。ただし、公簿等<u>(マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。)</u>によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。</p> <p>ア 当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及び世帯全員の住民票の写し</p> <p>イ <u>母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類</u></p>	<p>に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合のみ、受講対象とする等受講の必要性について十分把握する。</p> <p>また、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介する。</p> <p>8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 教育訓練の講座の指定通知</p> <p>知事は、対象講座の指定を行った場合は、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に別記第2号様式による高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金(自立支援教育訓練給付金)受講対象講座指定通知書(以下「対象講座指定通知書」という。)により通知する。</p> <p>(4) 対象講座指定申請書の添付書類</p> <p>対象講座の指定申請には、次に掲げる書類等を添付しなければならないこと。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。</p> <p>ア 当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及び世帯全員の住民票の写し</p> <p>イ <u>当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者で、市町村担当職員の証明がない場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)</u>又は<u>当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父の前年(1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年の額とする。)</u>の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあっては、別記</p>

改正後	改正前
<p>(5) ~ (8) (略)</p> <p>9 訓練給付金の交付等</p> <p>(1) 交付の申請</p> <p>ア 訓練給付金の交付を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、知事に対して、要綱別記第1号様式による「<u>高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金（自立支援教育訓練給付金）交付申請書（兼実績報告書）</u>」（以下「<u>交付申請書（兼実績報告書）</u>」という。）に必要書類を添付して、提出すること。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>交付申請書（兼実績報告書）添付書類等</u></p> <p><u>交付申請書（兼実績報告書）</u>の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができ、所得に関する書類については、証明すべき対象となる所得が対象講座指定時と同じである場合は、これを省略させることができる。</p> <p>ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及び世帯全員の住民票の写し</p> <p>イ <u>母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類（令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）</u></p>	<p><u>第3号様式による16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（以下「<u>控除対象扶養親族申立書</u>」という。）及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての前年又は前々年の市町村長の証明書を含む。）</u></p> <p>(5) ~ (8) (略)</p> <p>9 訓練給付金の交付等</p> <p>(1) 交付の申請</p> <p>ア 訓練給付金の交付を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、知事に対して、要綱別記第1号様式による高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金（自立支援教育訓練給付金）交付申請書兼実績報告書（以下「<u>交付申請書兼実績報告書</u>」という。）に必要書類を添付して、提出すること。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>交付申請書兼実績報告書添付書類等</u></p> <p><u>交付申請書兼実績報告書</u>の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができ、所得に関する書類については、証明すべき対象となる所得が対象講座指定時と同じである場合は、これを省略させることができる。</p> <p>ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及び世帯全員の住民票の写し</p> <p>イ <u>当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、<u>控除対象扶養親族申立書及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</u></u></p>

改正後	改正前
<p>ウ 受講対象講座指定通知書の写し</p> <p>エ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書 <u>又は受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（9の（6）によって支給する場合に限る。）</u></p> <p>オ 教育訓練施設の長が受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書</p> <p>カ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類（教育訓練給付金支給・不支給決定通知書）</p> <p>（4）～（5） 略</p> <p><u>（6）交付方法の特例（要綱第5条第1号イに規定する経費に対する交付に限る。）</u> <u>訓練給付金の交付について、支給単位期間（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの交付を決定することができる。この場合において、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し、受講証明書（同令第101条の2の4第3号に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その交付方法を決定する。</u></p> <p><u>10 訓練給付金の追加交付等</u></p> <p><u>（1）交付申請</u></p> <p><u>ア 訓練給付金の追加交付を受けようとする者は、対象教育訓練を修了し当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した後に、知事に対して、要綱別記第12号様式「高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金（自立支援教育訓練給付金）交付申請書（追加交付用）」（以下「交付申請書（追加交付用）」という。）を提出すること。</u></p> <p><u>イ 知事は、交付申請を受けた場合、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が交付要件に該当しているかを調査し、速やかに交付の可否を決定する。</u></p> <p><u>ウ 知事は、イの決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知する。なお、交付決定を行った場合には、交付額を算定し、併せてこれを本人に通知する。</u></p> <p><u>（2）交付申請の期限</u></p>	<p>ウ 受講対象講座指定通知書の写し</p> <p>エ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書</p> <p>オ 教育訓練施設の長が受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書</p> <p>カ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類（教育訓練給付金支給・不支給決定通知書）</p> <p>（4）～（5） 略</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>交付申請書（追加交付用）の提出は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から30日以内に行わなければならない。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。</u></p> <p><u>（3）交付申請書の添付書類等</u></p> <p><u>交付申請書（追加交付用）の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。</u></p> <p><u>ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し</u></p> <p><u>イ 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類（令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）</u></p> <p><u>ウ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書</u></p> <p><u>エ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書</u></p> <p><u>オ 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」</u></p> <p><u>カ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証する書類</u></p> <p>1.1 経過措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成27年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>2 この要領は、令和7年8月31日限りでその効力を失う。</p> <p>附則</p>	<p>1.0 経過措置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成27年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>2 この要領は、令和7年5月31日限りでその効力を失う。</p> <p>附則</p>

改正後	改正前
<p>(施行期日)</p> <p>この要領は、平成28年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>この要領は、平成28年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、平成29年4月20日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、平成29年4月20日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、平成30年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、平成30年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、平成30年10月1日から施行し、同年8月1日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、平成30年10月1日から施行し、同年8月1日から適用する。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和元年6月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和元年6月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和2年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和2年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>

改正後	改正前
<p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和4年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和6年5月7日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>この要領は、令和6年10月2日から施行し、同年8月30日から適用する。</u></p>	<p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和4年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要領は、令和6年5月7日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後			
別記 第1号様式			
高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金(自立支援教育訓練給付金) 受講対象講座指定申請書			
高知県知事		令和 年 月 日	
様		申請者氏名	
次の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金の対象講座の指定を申請します。			
①氏名 (個人番号)	フリガナ ----- 個人番号	生年月日	昭・平・令 年 月 日生 (歳)
②住所	(〒 -)	電話() -	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (受講開始日) (受講修了予定日)		
⑥所要費用(予定)	入学科 円、受講料 円 合計 円		
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある・ない		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない		
(母子・父子自立支援員又は福祉保健所の担当職員の見解)			
担当母子・父子自立支援員 氏名 福祉保健所 職 氏名			受理番号

改正前			
別記 第1号様式			
高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金(自立支援教育訓練給付金) 受講対象講座指定申請書			
高知県知事		令和 年 月 日	
様		申請者氏名	
次の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金の対象講座の指定を申請します。			
①氏名 (個人番号)	フリガナ ----- 個人番号	生年月日	昭・平・令 年 月 日生 (歳)
②住所	(〒 -)	電話() -	
③児童扶養手当受給の有無	有・無	受給者番号	担当者氏名 印
④教育訓練施設の住所及び名称			
⑤教育訓練講座の名称			
⑥教育訓練の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (受講開始日) (受講修了予定日)		
⑦所要費用(予定)	入学科 円、受講料 円 合計 円		
⑧公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある・ない		
⑨過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない		
⑩申請者と生計を一にする子の氏名等 (主1参照)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生(歳)
	個人番号		
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない		
(母子・父子自立支援員又は福祉保健所の担当職員の見解)			
担当母子・父子自立支援員 氏名 福祉保健所 職 氏名			受理番号
<small>(注1)「⑩申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の条件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載する。(1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。(2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(昭和29年法律第89号)上の婚姻をいう。</small>			

改正後

第2号様式

高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金(自立支援教育訓練給付金)
受講対象講座指定通知書

		指定番号	
①氏名	フリガナ -----	生年月日	昭・平・令 年 月 日 (生 歳)
②住所	(〒 -)	電話()	-
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (受講開始日) (受講終了予定日)		
⑥所要費用(予定)	入学科 円、受講料 円	合計	円
⑦交付方法(注1参照)			

(上記の教育訓練が指定教育訓練(自立支援教育訓練給付金事業実施要綱5の(3))である場合に記載)
※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合にのみ交付することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。

(注1) 支給単位期間(6か月)ごとの交付をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの取組を含む付書類をつけて交付申請手続きを行う必要があります。

先にあなたから提出がありました 年 月 日付けの自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定(変更)申請書を審査した結果、上記のとおり指定したので、通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

改正前

第2号様式

高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金(自立支援教育訓練給付金)
受講対象講座指定通知書

		指定番号	
①氏名	フリガナ -----	生年月日	昭・平・令 年 月 日 (生 歳)
②住所	(〒 -)	電話()	-
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (受講開始日) (受講終了予定日)		
⑥所要費用(予定)	入学科 円、受講料 円	合計	円
※			

先にあなたから提出がありました 年 月 日付けの自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定(変更)申請書を審査した結果、上記のとおり指定したので、通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

改正後	改正前																																																										
(削除)	<p>第3号様式</p> <p style="text-align: center;">16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名</p> <p>私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。</p> <table border="1" data-bbox="1144 427 2013 1098"> <thead> <tr> <th colspan="6">16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1</td> <td>刀加ナ</td> <td></td> <td rowspan="2">続柄</td> <td rowspan="2">生年月日</td> <td rowspan="2">平成・令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td colspan="2">住所（別居の場合）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2</td> <td>刀加ナ</td> <td></td> <td rowspan="2">続柄</td> <td rowspan="2">生年月日</td> <td rowspan="2">平成・令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td colspan="2">住所（別居の場合）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3</td> <td>刀加ナ</td> <td></td> <td rowspan="2">続柄</td> <td rowspan="2">生年月日</td> <td rowspan="2">平成・令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td colspan="2">住所（別居の場合）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4</td> <td>刀加ナ</td> <td></td> <td rowspan="2">続柄</td> <td rowspan="2">生年月日</td> <td rowspan="2">平成・令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td colspan="2">住所（別居の場合）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書 <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> この申立書は、高知県ひとり親家庭自立支援事業補助金（自立支援教育訓練給付金）の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。 <ul style="list-style-type: none"> ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は指定道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である ② あなたと生活を同一にしている ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下 ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない 	16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						1	刀加ナ		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日	氏名		個人番号	住所（別居の場合）				2	刀加ナ		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日	氏名		個人番号	住所（別居の場合）				3	刀加ナ		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日	氏名		個人番号	住所（別居の場合）				4	刀加ナ		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日	氏名		個人番号	住所（別居の場合）			
16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族																																																											
1	刀加ナ		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日																																																						
	氏名																																																										
	個人番号	住所（別居の場合）																																																									
2	刀加ナ		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日																																																						
	氏名																																																										
	個人番号	住所（別居の場合）																																																									
3	刀加ナ		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日																																																						
	氏名																																																										
	個人番号	住所（別居の場合）																																																									
4	刀加ナ		続柄	生年月日	平成・令和 年 月 日																																																						
	氏名																																																										
	個人番号	住所（別居の場合）																																																									

改正後

第3号様式

高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金(自立支援教育訓練給付金)
受講対象講座変更申請書

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者氏名

令和 年 月 日付けで指定を受けた受講対象講座の内容を変更したいので、次のとおり申請します。

①氏名	フリガナ -----	生年月日	昭・平・令 年 月 日生 (歳)
②住所	(〒 -)	電話()	-
③指定を受けた内容			
・教育訓練施設の名称			
・教育訓練講座の名称			
・教育訓練の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (受講開始日) (受講終了予定日)		
・所定費用(予定)			
④変更する内容			
・教育訓練施設の名称			
・教育訓練講座の名称			
・教育訓練の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (受講開始日) (受講終了予定日)		
・所定費用(予定)			
(母子・父子自立支援員又は福祉保健所の担当職員の見解)			
担当母子・父子自立支援員氏名 福祉保健所 職 氏名		受理番号	

改正前

第4号様式

高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金(自立支援教育訓練給付金)
受講対象講座変更申請書

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者氏名

令和 年 月 日付けで指定を受けた受講対象講座の内容を変更したいので、次のとおり申請します。

①氏名	フリガナ -----	生年月日	昭・平・令 年 月 日生 (歳)
②住所	(〒 -)	電話()	-
③指定を受けた内容			
・教育訓練施設の住所及び名称			
・教育訓練講座の名称			
・教育訓練の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (受講開始日) (受講終了予定日)		
・所定費用(予定)			
④変更する内容			
・教育訓練施設の住所及び名称			
・教育訓練講座の名称			
・教育訓練の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (受講開始日) (受講終了予定日)		
・所定費用(予定)			
(母子・父子自立支援員又は福祉保健所の担当職員の見解)			
担当母子・父子自立支援員氏名 福祉保健所 職 氏名		受理番号	